

箕面市いじめ被害者弁護士費用補助金交付要綱

(令和六年三月五日箕面市訓令第十四号)

改正 令和八年三月三十日箕面市訓令第四十七号

(趣旨)

第一条 学校におけるいじめの長期化及び深刻化の防止並びに早期解決を目的とし、現にいじめを受けている児童等及びその保護者に対する箕面市いじめ被害者弁護士費用補助金（以下「補助金」という。）の交付については、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下この条において「法」という。）第二条第一項に規定するいじめをいう。

2 この要綱において「学校」とは、法第二条第二項に規定する学校のうち箕面市立小学校及び中学校をいう。

3 この要綱において「児童等」とは、法第二条第三項に規定する児童等のうち学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この要綱において「保護者」とは、法第二条第四項に規定する保護者をいう。

(補助対象者)

第三条 補助金の交付を受けられることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、市長が認めるものとする。

一 現にいじめを受けている児童等の保護者であること。

二 過去に同一の児童等に係る補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第四条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

一 補助対象者が、いじめの解決のために弁護士に委任した次に掲げる事項の着手金に相当する費用であること。ただし、損害賠償請求、訴訟手続（調停手続を含む。）並びに告訴及び告発手続（以下「損害賠償請求等」という。）に関する費用は、補助対象経費としない。

イ 当該いじめの中止又は学校等に対する再発防止の交渉

ロ 当該いじめに関する調査の申入れ

ハ 当該いじめの相談

二 受任した弁護士が補助金の申請に同意していること。

三 当該いじめの解決のためにやむを得ないと市長が認めること。

(補助金の額)

第五条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額とする。ただし、一件につき三十三万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第六条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第十四条の二第一項の箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 弁護士に委任したことを証する書類

二 補助対象経費の金額を証明する書類。ただし、未払の場合は、弁護士事務所の報酬規程の写し

三 受任した弁護士の同意書（様式第一号）

四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第七条 補助金の交付の対象となった事案に関し、補助金の交付を受けた者が委任した弁護士により損害賠償請求等を行った場合は、市長は、損害賠償請求等に関する弁護士費用の有償無償を問わず、規則第八条又は第十五条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、規則第十七条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する

附 則 (令和八年三月三十一日箕面市訓令第四十七号)

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

箕面市いじめ被害者弁護士費用補助金交付申請同意書

（宛先）箕面市長

私は、下記第1項に記載の依頼人から、その現に監護する児童等のいじめ被害の解決について相談を受け、第2項に記載の内容について委任契約を結びました。つきましては、依頼人が箕面市いじめ被害者弁護士費用補助金の交付申請を行うことについて同意します。

記

1. 依頼人

氏名

住所

生年月日

児童等の氏名

2. 委任事項

受任弁護士 住所 _____

氏名 _____